

令和 8 年 10 月 15 日
クビアカツヤカミキリ対策本部

第 3 回クビアカツヤカミキリ対策本部申合せ事項

1. 9 月 11 日の対策本部で決定した「クビアカツヤカミキリ防除戦略」（以下、「防除戦略」という。）に基づき、国が管理する施設等において必要な防除を率先して実施すること。
2. 防除戦略に基づく取組が、地方公共団体において広域的かつ面的に進められるよう、対策本部員が一体となって、地方公共団体への働きかけ及び技術的・財政的支援を行うこと。